

鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年6月5日
第201400033338号 鳥取県農林水産部長通知
最 終 改 正 令和4年4月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）が行う農業経営の規模拡大や分散した農地の集約化、新規参入者の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を支援することにより、農業構造の改革と生産コストの削減を実現することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者（以下「農地中間管理機構等」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月5日付25経営第3129号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）に基づく、別表1の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 機構中間保有地再生活用事業実施要領（令和3年3月26日付第202100000282号鳥取県農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づく、別表2の第1欄に掲げる事業を行う同表第2欄に掲げる者が行う対象事業に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額の補助金を交付する同表第4欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1及び別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る販売その他の収入の額を控除した額の範囲内とする。

3 農地中間管理機構等は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の事業にあつては様式第1号-1によるものとし、別表2の事業にあつては様式第1号-2によるものとする。

3 農地中間管理機構等は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、別表1の事業にあつては交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとし、別表2の事業にあつては原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、別表1の事業にあつては様式第2号-1によるものとし、別表2の事業にあつては第2号-2によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける農地中間管理機構（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の事業にあつては、同表の第

4 欄に掲げるもの以外の変更とし、別表2の事業にあつては、同表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規程により付した規則第12条の規程に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規程は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る別表2の第6欄に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日。ただし、国から県に対し補助金の全額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月20日とし、知事はその旨を農地中間管理機構等へ通知するものとする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の事業にあつては様式第1号-1によるものとし、別表2の事業にあつては様式第1号-2によるものとする。
 - 3 農地中間管理機構等は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 農地中間管理機構等は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額。）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第18条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業遂行状況報告の時期等)

第10条 農地中間管理機構は、本補助金の交付決定があった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手届)

第11条 農地中間管理機構は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由を記載した交付決定前着手前届を知事に提出すること。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項のただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑 則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

2 この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年度事業から適用する。

3 この要綱は、平成29年5月16日から施行し、平成29年度事業から適用する。

4 この要綱は、平成31年4月23日から施行し、平成31年度事業から適用する。

5 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

6 この要綱は、令和4年4月27日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表1 (第3条、第4条、第7条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 重要な変更
1 借受農地管理等事業 (国実施要綱第3の1の(1) に規定する事業)	農地中間管理機構 (公益財団法人鳥取県農 業農村担い手育成機構)	国実施要綱別表2の区分欄の1の事業の内容欄に掲げる経費 なお、工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者 が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情 で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでは ない。	1 補助金の増額 及び3割を超 える減額 2 対象事業の新 設及び中止
2 農地中間管理機構運営事業 (国実施要綱第3の1の(2) のイに規定する事業)		国実施要綱別表2の区分欄の2の事業の内容欄に掲げる以下の 経費 (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 事務等経費 (4) 備品費 (5) 委託費 (6) 公課費 (7) 測量費 (8) 予納金 (9) その他の経費 なお、工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者 が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情 で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでは ない。	

別表2 (第3条、第4条、第7条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接交付主体	5 県補助率	6 重要な変更
機構中間保有地再生 活用事業	農地中間管理機構 (公益財団法人鳥取県 農業農村担い手育成機 構)	<p>県実施要領に基づき行う以下の荒廃農地再生に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雑木及び果樹棚等の障害物除去 (2) 深耕・整地 (3) 廃棄物処理 (4) 土壌改良 (5) その他事業に必要なものとして知事が認めるもの <p>ただし、農地中間管理機構が本事業により再生した農地を転貸した際に賃借料が発生する場合には、5年間分の賃借料に相当する額を補助対象経費の合計額から除く。</p>	市町村	1 / 2	間接補助金の増額及び3割を超える減額

〇〇年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

*承認された国実施要綱第6の3の(1)に定める農地中間管理事業実施計画(別紙様式第1号)の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業に要した経費) (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補 助 金 (A)	そ の 他 (B)	
1 借受農地管理等事業 (1) 賃料 (2) 保全管理費	円	円	円	
2 農地中間管理機構運営事業(注) (1) 事務費 (2) 業務委託費 (3) 職員人件費				
合 計				

注) 農地中間管理機構運営事業の内訳((1)~(3))は下記のとおりとする。

- (1) 事務費：国実施要綱別表国実施要綱別表2の区分欄の2の事業の内容欄に掲げる経費のうち、謝金、旅費、備品費、公課費、測量費、予納費、その他の経費及び事務等経費のうち職員人件費を除くもの
- (2) 業務委託費：国実施要綱別表国実施要綱別表2の区分欄の2の事業の内容欄に掲げる経費のうち、委託費に該当するもの
- (3) 職員人件費：国実施要綱別表国実施要綱別表2の区分欄の2の事業の内容欄に掲げる経費のうち、事務等経費のうちの職員人件費に該当するもの。

4 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

*該当するものに丸をすること。

5 県内事業者への発注(工事請負費、委託費に限る。)が困難である場合の理由

(県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。)

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について県へ協議すること。

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 借受農地管理等事業 (1) 賃料 (2) 保全管理費	円	円	円	円	
2 農地中間管理機構運営事業 注) (1) 事務費 (2) 業務委託費 (3) 職員人件費					
合 計					

7 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 国実施要綱別紙様式第1号の事業完了報告書（実績報告書の場合に限る。）
- (3) 事業を委託して実施した場合は、委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

様式第1号-2 (第4条、第9条関係)

〇〇年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業計画 (報告) 書
(機構中間保有地再生活用事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

* 交付申請時は県実施要領第4の1に定める中間保有地再生利用計画 (別紙様式1) を、実績報告時は県実施要領第4の3に定める中間保有地再生完了報告 (別紙様式2) を添付すること。

3 経費の配分

区 分	事業費	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県 費	市町村費	そ の 他	
機構中間保有地再 生活用事業	円	円	円	円	円	
合 計						

4 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

* 該当するものに丸をすること。

5 県内事業者への発注 (工事請負費、委託費に限る。) が困難である場合の理由

(県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。)

--

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について県へ協議すること。

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構中間保有地再生活用事業	円	円	円	円	
合 計					

7 添付書類

- (1) 中間保有地再生利用計画（交付申請書の場合に限る。）
- (2) 中間保有地再生完了報告（実績報告書の場合に限る。）
- (3) 事業費積算根拠
- (4) 対象農地の地図
- (5) 事業を委託して実施した場合は、委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- (6) 人・農地チーム会議等における検討状況が分かる資料

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付(番号)の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱(平成26年6月5日付第201400033338号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱(平成26年2月6日付25経営第3140号農林水産事務次官依命通知)の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付(番号)の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱(平成26年6月5日付第201400033338号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度仕入控除税額報告書

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金について、鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱（平成26年6月5日付第201400033338号鳥取県農林水産部長通知）第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額（ 年 月 日付 第 号による通知額）
金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた場合は交付決定控除税額）
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額
 $(3-2) \times \text{補助金の確定額} / \text{当該確定額に係る補助対象経費の額}$

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署長の收受印のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署長の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様

職氏名

〇〇年度鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金第〇・四半期遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金について、鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B) / (A)	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	

(注) 区分欄には、様式第1号の3の「経費の配分」に記載された事項ごとに記載すること。